様式第２号（第５条関係）

林業就業移住支援金に関する同意書兼誓約書

　林業就業移住支援金の交付にあたり、下記の項目について同意及び誓約します。

１　岐阜県林業就業移住支援事業に関する報告及び立入調査について、可茂農林事務所長及び市長から求められた場合には、それに応じます。

２　申請日から５年以上、継続して可児市に居住する意思があります。

３　申請日から３年以上、林業就業移住支援金の要件を満たす企業等に継続して勤務する意思があります。

４　申請者の就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者は３親等以内の親族に該当しません。

５　申請日時点で、市税の滞納はありません。

６　林業就業移住支援金交付要綱に基づき以下の場合には、支援金の全額を返還します。

（１）林業就業移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

（２）林業就業移住支援金の申請日から５年未満に可児市以外の市区町村に転出した場合

（３）林業就業移住支援金の申請日から３年以内に林業就業移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（４）居住、就業の実態がないことが明らかになった場合

（５）岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合

７　岐阜県林業就業移住支援事業に係る個人情報の取扱い

（１）可茂農林事務所長及び市長は、林業就業移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、可茂農林事務所長及び市長が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　　　また、可茂農林事務所長及び市長は、当該個人情報について、他の都道府県及び市町村において実施する林業就業移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

（２）市長は、本申請の審査のため、関係部署から申請者の住民登録、市税の納付状況に係る関係資料の提供を受けることがあります。

（３）上記に係る個人情報の取り扱いは、世帯員についての情報が必要である場合は、世帯員に同意を求めた上で実施します。世帯員の同意が受けられない場合は、支援金が受けられない場合があります。

年　　月　　日

可児市長　　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印